

スクラム

2023年12月号
第224号

編集・発行
「スクラム」編集部

〒732-0057 広島市東区二葉の里 1-3-16 スクラムユニオン・ひろしま

TEL/FAX 082-264-2310 scrum_u34@ybb.ne.jp 郵便振替 01310-1-65053

銀行振り込み先 もみじ銀行 三篠支店 普通 口座番号 1820186

第35回コミュニティ・ユニオン in 熊本 開催！



11月25日から26日にかけて、第35回全国交流集会在熊本城ホール・シビックホールに於いて280名の参加のもと開催された。スクラムユニオンからは、日本人メンバー3名と出雲のブラジル人メンバー3名が参加した。ブラジル人たちは、初めての大会参加で、新幹線に乗るのも初めてのメンバーもおりワクワク、ドキドキの参加であった。

1日目の全国ネット総会は滞りなく進められた。特筆すべきは、長く事務局長を務めてこられた岡本哲文さんが退任されたことだ。長きにわたって献身的に組織をまとめてこられたことに頭の下がる思いである。ご苦労様でしたという気持ちと、これからの活躍に期待を寄せている。もう一つは、新しい役員体制は16人中9名が女性であることだ。女性ならではの取り組みに広がり期待できる人事となった。

総会後の闘争報告において、スクラムユニオン・ひろしまの出雲事務所の活動紹介に時間をもらった。演台には、かつて村田製作所門前で行動したときに掲げた組合旗を飾った。フジアルテ分会リーダー、イダ・ホドリゴさん、アバンセ分会リーダー、ヤマオカ・タミノリさん、そして、執行委員会のメンバーで通訳を担当しているキクチ・マウリシオさんが壇上で発言した。彼らは、出雲に事務所ができて、労働者が事務所に来て相談でき、組合員も徐々に増えてきていることを報告した。さらに、会社からいじめや圧力がかかっても、すばやく対応ができる事や、事務所にきて相談することで、仲間の団結の力を肌身で感じる事ができるので、労働者の力になっていることを述べた。多くの人前で発言したことは、彼らの自信にも繋がり良い経験となった。

休憩の後、くまもんが登場し会場が沸いた。くま蒙のいろいろなパフォーマンスがあり、みんな写真をたくさん撮って楽しい時間を過ごした。

その後、特別講演として、親が育てられない子供を匿名で預かる全国初の「こうのとりのゆりかご」が



慈恵病院で運用開始し、そこに預けられた最初の子供、宮津航一さんの経験談と現状が語られた。二つ目の講演は、ベトナム人技能実習生が孤立出産（死産）し死体遺棄罪に問われていたが、最高裁で逆転無罪判決に至った経緯を、石黒大貴弁護士から報告を受けた。スクラムユニオンも、ベトナム人の孤立出産案件に取り組んでおり、実習生制度の欠陥や実習

生の苦悩に接しているので大変参考になった。

1日目の最後は、久々に行われたレセプション。「山鹿灯踊り」の優雅でしなやかな踊りで幕を開け、おいしい料理をいただきながら楽しいひとときを過ごした。

2日目の分科会では、スクラムは第3分科会「労働組合におけるWeb活用」と第6分科会「外国人問題の取り組み」に参加した。第6分科会では他ユニオンからも外国人の参加があり、交流ができた。

2日間の日程を終え、ブラジル人メンバーは「とても良かった。また、参加したい。ありがとう」と感想を述べていた。次の、大阪大会にも参加したい、と意欲満々だ。

ぜひ、これからも積極的に取り組んでいきたい。



I・Rさん、職場復帰！

12月1日、I・Rさんは職場復帰を成し遂げた。2ヶ月半ぶりに職場に戻った彼に対し、現場労働者はとても喜び、「戻れて良かった」「安心した」「本当にうれしい」と声をかけてくれた。彼が、現場労働者にいかに信頼されていたかを物語るものであった。

そのIさんに対し、C社は些細なミスを理由に、2ヶ月半にも及ぶ自宅待機処分を課したのである。職場に戻ったIさんに、労働者が「今まで、もっと大きなミスがあったけど自宅待機にはなっていない。どうしてこんなことになったんだろう。ひどい」と声をかけてきた。C社の攻撃は、自宅待機という形で彼を働く仲間から切り離し、孤立化を図るとともに、待機期間の給料を定時の60%に切り下げるといった兵糧攻めであった。しかし、こうした攻撃をはねのけたのは、まず第一にIさん自身の強固な闘う意志があったこと、まわりのコミッティ（執行委員）メンバーの支えと励ましがあったこと、本部執行委員会の連携による団体交渉の積み重ねであった。そして、われわれは勝利した。

C社は、なぜ、このような攻撃を仕掛けてきたのか。それは、彼がスクラムユニオン・ひろしまの中心メンバーであり、ともに働く仲間の信頼が厚いからである。そのことは労働者代表に3期連続して選ばれたことを見ても明らかである。C社は、彼をGバレルという職場から追い出すことによって、スクラムユニオン・ひろしまの影響力を削ぐことがねらいであった。つまり、「組合のリーダーでさえ職場移動させることができる」ことを示したかったのである。このことは、スクラムユニオンにかけられた攻撃であった。

われわれは組織を挙げて、断固闘うことを決意した。弁護士のところに相談に行き、裁判闘争と不当労働行為救済申立を準備し、マスコミとの連絡も取って、いつでも公然と闘う用意を整えていた。

C社は団体交渉に本社役員が出てきて、最終的には折れてきた。確認書の内容は要約すると①2023年12月1日に、I・RさんをGバレル（もとの職場）に戻す。②2023年10月及び11月の賃金は法定出勤日を含む出勤日×11時間×時給（割増は含まない）を支給する。③I・RさんがGバレルに戻ることにより、新たに問題が発生した場合は、過去の経緯を踏まえ、組合・会社双方協議の上、対応を決定す

る。また組合・会社双方が協力して問題の解決を図る、という内容である。

I・R さんが現場に戻ることに並びに給料を補償させることが、最も優先的な問題であったので、われわれは、この確認書で合意した。今後、確認書の3点目をしっかり活用し、ブラジル人労働者が働きやすい職場に改善していくために闘いを続けていく決意である。

社会福祉法人の名がすたる！

私が受けたハラスメントの経緯と闘い、そして想い（その一）

執行委員 加藤佑典

私は高齢者や障がい者を対象とする福祉法人で働いていた折、ハラスメントに遭いました。当該法人の従業員数は300人を超えており、地元で知らない人はいないという法人です。そこで働く前、私は個人事業主として小さなカラオケ店舗を経営しており、田舎という土地柄ながらも提携先の企業やリピーターのお客さんと良好な関係を築いていました。少ない収入でしたが、充実した日々を過ごしていました。私の趣味が電子工作やプログラミングということもあり、2019年には短期間に音響に関する2つの特許を取得し、商品に関するアイデアを提供した提携先企業からは新機種発表会に招待されるなど、夢のような日々を過ごしていました。

そんな中、2019年にコンピューターウイルス Emotet が世界で脅威をふるい始め、2020年には、以前関わりがあった上記福祉法人の理事長がカラオケ店舗に訪れ、「法人施設等で使用しているコンピューターのセキュリティ対策のため、うちで働いてほしい。あなたの才能を活かしたい」という話がありました。コロナの影響により多くの飲食サービス業に営業自粛要請が出され、また地元の飲食店では田舎ならではの風評が流れていたこともあり、カラオケ店の経営も苦境に立たされていましたので、緊急のセキュリティ業務仮契約を承諾し、その間も理事長と上司から「正職員として働いて欲しい」と繰り返し説得を受けていました。実は、私は過去にハラスメントを受けてうつを患い、17年たった今も通院を続けているのですが、そのことも率直に伝え、診断書を開示したうえで、専門業務としての適切な給与の保障、一時しのぎの短期ではなく正規の職員とすることを条件で合意し至っていました。業務内容は、70台以上の端末を故障やウイルス感染による損失・個人情報漏洩から守ることでした。

地元有数の企業という安心感もつかの間、外部からは全く想像もつかなかった当該組織の抱える問題に巻き込まれることとなりました。名の知れた福祉組織だから、他の多くの企業とは違ってメンタルヘルスに理解があり、ハラスメントとは無縁で安心できる職場に違いないという期待は、いとも簡単にうち壊されました。

すぐに採用試験をするからということで履歴書を提出して働き始めたのですが、約束されていたはずの採用試験は半年以上行われず、実際に採用通知が届いたのは面談から1年6ヶ月以上も経過した2021年7月下旬でした。その間にさまざまなことが起こりました。たとえば、端末の保守業務では、画面全体が

紫色に変色してノイズが入るような、明らかに交換が必要と言える液晶ディスプレイについて、「備品がこれしかありませんので」と故障品の使用を強要され、代替品として購入されたモニターも上司が自身のノートパソコンに繋げた上で「画面が大きいので作業がはかどりますね」と横柄な横取りもありました。また、「加藤さんに相談しないように」といった「人間関係の切り離し」指示も回されました。請け負った専門性を活かす仕事とは無関係の「単純業務」もさせられました。「メモ用紙づくり」と称して、留めてあったミスプリント用紙を断裁機を使わず手で破るよう強制させられたり、集められた事務用品の中から腐った輪ゴムと腐っていない輪ゴムの選別をさせられたり、錆びたクリップの中から使えるものだけを拾い出す作業をさせられたりしました。嫌がらせとしか思えませんでした。

このようなハラスメントが行われている間に、毎月28万円の保守業務としての賃金が、私の合意がないまま時給制に変更され、当時の最低賃金に近い時給900円になってしまいました。一方的に報酬を下げられ、個人事業主という立場にも関わらず出退勤を上司が記録・管理し、一般的に考えて「これはおかしいのではないか」と思える出来事が沢山ありました。（次号に続く）

最低賃金大幅引き上げ！時給1500円へ！

12月2日、広島そごう周辺で、NPO非正規労働相談センターひろしまの仲間と一緒に、最低賃金引き上げを呼びかける情宣活動を行なった。

われわれは、「物価高騰の中、まだまだ最賃は低すぎる」「地域間格差も縮まらない」「物価高騰を超える賃上げを」「全国一律、時給1500円を実現しよう」と訴えた。

リーフレットを受け取り、立ち止まってわれわれの切実な訴えに耳を傾ける市民も多くいた。物価高への不満を話しかける市民もあり、最賃大幅引き上げの訴えは多くの市民に共感をもって受け止められた。

今年10月、全国で最低賃金が引き上げられた。その大きな特徴は、約半数の地方最低賃金審議会が中央最低賃金審議会の引き上げ目安金額を上回る答申を行なったことだ。それは、地元の労働者が最賃の高い県に移動することに危機感を持った自治体が地方経済の衰退を避けるために踏ん張ったからと言える。

それでも、東北や四国、九州・沖縄では900円に満たない県が続出した。東京・大阪・愛知等の大都市圏の人口密集地の最賃が1,000円を超えたことで加重平均は1,004円となったが、220円もの地域間格差は残ったままだ。

物価高騰が続くなか、実質賃金は9月時点で前年同月比2.4%減と18か月連続で低下し続けている。パート・契約社員等の非正規雇用で働く人の数は全国で2111万人。非正規雇用労働者の多くは最低賃金近辺の賃金で働いている。



10月に改定された広島県の最賃は970円だ。これでは、月177時間働いても月収17万円強にしかならない。ここから社会保険料や税金が差し引かれ、さらに家賃が引かれ、おまけに物価高騰が続く。すると、とても人間らしい生活はできない。最賃が時給1000円になっても、月収は18万円にもならず、年収は200万円を切る。時給1500円でようやく年収300万円に達することができるのだ。

全国一律、最低賃金時給1500円の実現は、人間らしい生活を送るためにも、地域間格差をなくすためにも絶対に必要である。

関西生コン事件と私たち

—大椿ゆうこ参議院議員講演会と映画「ここから」—

12月9日、弁護士会館において映画上映会「ここから」—関西生コン事件と私たち—と大椿ゆうこ参議院議員の「労働組合なくして権利なし」の講演会があった。参加者は57名を数えた。

冒頭、スクラムユニオンの土屋委員長が開会あいさつを述べた。

関西生コン支部に対する刑事弾圧は、憲法で保障された労働三権＝団結権、団体交渉権、争議権（ストライキ権）を踏みにじるものである。コンプライアンス活動、街宣活動、団交要求、ストライキなどに対して威力業務妨害、恐喝、強要、強要未遂として刑事弾圧がかけられている。もし、こんなことがまかり通れば組合活動はできなくなる。しかも、警察、検察、裁判所（司法）が一体となって、逮捕、長期拘留、組合からの脱退強要、組合活動をしないことを条件に保釈、また、その場にいなくても共謀容疑で逮捕など、メチャクチャなことがやられている。こんなことを許すことはできない。

今回の弾圧は単に関西支部にかけられた弾圧ではなく、日本の労働運動総体への権力弾圧である。だからこそ、この弾圧を跳ね返していく中で闘う労働運動を作り出していかなばならないと呼びかけた。

「ここから」は、関西生コン支部組合員である松尾聖子さんの軌跡を追いながら、関西闘争がどのように闘われているのかを描いたドキュメンタリー映画である。生きた生身の労働者たちが、自身と仲間の権利獲得のために闘ったことが、刑事弾圧の口実となり、逮捕され、長期拘留され、組合からの脱退を強要される。さまざまな困難との闘いの中で、多くの犠牲を払いながら、それでも前進していく姿が描かれている。労働運動を経験したものなら闘いの過程での苦しさ、辛さ、それを乗り越えていく力、明るさ、仲間との信頼、団結といったさまざまな情景に共感を覚えるだろう。同時に、卑劣な権力弾圧に対して、心の底から怒りを感じるだろう。ぜひ、多くの仲間にも見てもらいたい感動的な映画である。

大椿参議院議員からの講演は、まず、非正規雇用労働者だった時の闘争経験から出発し、いかにいまの社会が理不尽な状況におかれているのかを解き明かした。障がい者を受け入れる職場で、仕事はなくなっていくのに4年で雇止めされる理不尽。雇用の延長を要求しても「何もできない」と放置する上司たち。解雇を裁判で争っても勝つことができない理不尽さ。こうした経験の上に、参議委員議員として国会に登壇し、厚生労働委員会での審議に何度も登壇し、不当労働行為救済における労働委員会の役割などを追及し

ている。いまの国会には、こういう議員がいて、こういう質問をしなければならぬだろうと思わせるほど痛快な内容であった。大椿さんとは、CUNNの全国集会などで何度かお会いしていたが、こういう言い方は失礼かもしれないが、国会議員らしくなったなという印象であった。今後も労働者を代表する議員として、国会で活躍してもらいたいと感じた講演であった。

ベトナム人技能実習生 S さんに ビザ（技能実習 1 号口）が発給された！

東広島で孤立出産した技能実習生 S さんは、8月に裁判が終了した後、雇用先から解雇され、10月半ばで1年目の在留資格が切れてしまう事態に直面した。その間、彼女を支援する会では、シェルターでの生活支援を行ってきた。10月には新規雇用先が決まり、転籍手続きの間は特定活動ビザの申請を行って、技能実習資格への移行を願って、働くことのできない時間を過ごしてきた。

スクラムユニオン・ひろしまの委員長・書記長の粘り強い交渉が実り、12月11日、技能実習ビザが下りた。技能実習1号口の継続で、半年間である。これで彼女の希望であった技能実習生として継続して働くことができるようになった。実習先企業、監理組合も受け入れの準備が整っている。Sさんの門出を心から祝したいと思う。裁判から5か月間もの間、今日か明日かと待っていただけに、彼女の喜びようは言葉では言い尽くせない。入管で手続きを終えた帰り道、ファミレスに寄りささやかな祝杯をあげた。Sさんは何度も「ありがとう」と繰り返した。

母国にまだ多額の借金もあり、病気の家族もいて、早く仕事を再開して仕送りしたいと思っていただけに労働には意欲的である。そして、この長い待機期間の間に S さんは熱心に日本語の勉強をした。今は通訳なしで私たちと会話ができるほどに上達した。これからの実習生としての労働と生活が、健康で明るいものになるよう願っている。彼女の今日までの生活を支えてきたのは、「S さんを支援する会」をはじめ、多くの支援者のカンパや励ましであった。この場を借りて、お礼を述べたい。

闘 争 短 信

(株)フォーブルの不当労働救済命令を勝ち取る

スクラムユニオン・ひろしま（以下組合という）は(株)フォーブル（以下会社）に対して2022年7月に広島県労働委員会（以下県労委）に不当労働行為救済を申し立てていたが、2023年12月6日命令書交付を受けた。その内容は実質的完全勝利であった。

2022年4月15日の団交で組合が路線バスの職場に変形労働時間制を導入しないよう会社に求めたにもかかわらず、会社は同年5月から変形労働時間制導入を強行した。それに対して組合員Aさんは労基署に「フォーブルでは変形労働時間制を採用できないので是正指導するよう」申し立てた。このことに対して、会社は同年6月から10月までAさんだけ出勤日を減らし残業代をゼロとした。

こうした会社の対応に対して、組合が不当労働行為として挙げたのは以下2点である。①会社が組合を納得させる説明をしなかったことは不誠実団交である。②Aさんへの会社の対応は不利益取扱いである。その認識の上で組合は①誠実に団交に応じること、②Aさんに対する残業代相当額の支払い、③不当労働行為に対する謝罪文書を会社内に掲示することという救済内容を県労委に申立てた。

それから1年4か月。審理の結果、県労委は①4月15日に行われた変形労働時間制導入を議題とした団交での会社の態度は不誠実であり、②Aさんの残業代を6月から5か月間ゼロにしたことは不利益取扱いであると認めた。これらの不当労働行為に対する救済内容として、①会社は誠実に団交に応じること、②Aさんに対して「他の路線バス乗務員と差別する取り扱いがなければ得られたであろう時間外勤務手当相当額」の支払いを命じた。さらに、③同種対応を繰り返さないために会社に対して組合への謝罪文の手交を命じた。社内での謝罪文書掲示はかなわなかったが、命令は組合の救済要求をほぼ満たすものであり、組合の全面勝利である。これまで組合とAさんを支援してくださった仲間へ感謝申し上げる。

今回の問題の背景にあるのは、勤務割提示の時点で路線課バス乗務員の月総労働時間が法定総労働時間を超えていることにある。このような職場に変形労働時間制が採用できるのかということである。

県労委命令では、フォーブルで変形労働時間制が適用できるか否かの法律上の判断は避けている。この問題については組合として別の訴訟も検討している。

スクラムユニオン・ひろしまの活動報告と予定

11月の報告 (一部抜粋)	12月の予定 (一部抜粋)
1日 出雲労働相談	2日 安全運輸団交、最賃往宣
2日 海田自動車学校団交	3日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会
3日 出雲統一コミティ、11-3集会デモ	6日 県労委命令書交付(フォーブル)
5日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会、NPO理事会	7日 フォーブル団交
6日 ユーシン裁判、継承する会世話人	9日 関生映画上映会「これから」
7日 出雲労働相談、泉鋼業団交、フジアルテ団交	10日 NPO事務局会議
10日 MCC団交、寺本弁護士打ち合わせ	12日 アスベストユニオン
13日 移住連省庁交渉、加藤労働裁判	14日 海田自動車学校団交
14/15日 出雲労働相談	15日 県労委(インシプス第6回調査)
16日 パートナーシップ宣誓(松江市)	19日 実習生ネット(WEB)
17日 フジアルテ事務折衝、エス・アイ・エヌ高裁判決 海田自動車学校団交	21日 広島市交渉(帰国者の会)
25/26日 CUNN全国集会 in 熊本	23日 中労委打ち合わせ(リキさん)
27日 ベルシステム24団交、アリムラ相談	28日 2023年仕事おさめ
28/29日 出雲労働相談 他	1/5日 2024年仕事はじめ
	1/7日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会 他